

平成25年度第1回鹿児島県障害者自立支援協議会 議事要旨

1 開催日時

平成25年10月17日（木）午前10時から午前11時45分まで

2 場所

県庁行政庁舎会議室 7-A-2

3 出席委員

原田委員，満園委員，水流委員，濱田委員，福迫委員，宮脇委員，福岡委員，小川委員，長山委員，鈴木委員，釘田委員，下山委員，出野委員，中田委員，郡山委員，江口委員，大塚委員（17名出席，委員総数19名）

4 議事

(1) 報告事項

- ① 委員の委嘱替えについて
- ② 鹿児島県障害者自立支援協議会設置要綱改正について
- ③ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の公布及び「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（仮称）」策定の状況について

(2) 協議事項

- ① 地域連絡協議会の設置について
- ② サービス等利用計画について
- ③ 障害者虐待の防止対策及び早期対応に向けた体制整備について
- ④ 今後の人材育成研修のあり方について
- ⑤ 委員の選任について
- ⑥ 議事録の公表について

5 議事録

(2) 協議事項

⑥議事録の公表について

会 長：報告事項の前に，協議事項⑥「議事録の公表」について，先にご協議いただきたい。事務局の説明を。

事務局：今回から議事録要旨をホームページで公表したい。また，会議について，マスコミを含めた一般へ傍聴者参加も含めて公開することとしたい。

会 長：特にご意見等がないようなので，議事録要旨の公表，会議を原則公開することとしたい。他にご意見，ご質問はないようなので，次の報告について事務局から説明を。

(1) 報告事項

- ①委員の委嘱替えについて

事務局：人事異動等に伴い4名の委員が辞任された。要綱第4条により4名の補欠委員の委嘱を行ったので紹介・報告する。

②鹿児島県障害者自立支援協議会設置要綱改正について

事務局：平成25年4月施行の障害者総合支援法を受け、法律の名称を変更した。また、国の通知を受けて第2条の協議内容について、文言整理の他、県内アドバイザーの項目、障害者虐待防止法に関する項目、県障害福祉計画への意見の項目を明記したところ。

会長：特にご意見等がないようなので、要綱の改正として確認したい。他にご意見、ご質問はないようなので、次の協議について事務局から説明を。

③「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の公布及び「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（仮称）」策定の状況について

事務局：条例について、今年度中の制定を目指して取り組んでいるところ。条例の目的は、障害を理由とする差別は現に存在するので、差別をなくし、障害のある人もない人も一人ひとりの人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として安心して暮らすことができる鹿児島を実現するために、差別の判断基準や差別事案を解決する仕組みを盛り込む予定。また、障害を理由とする差別の類型として、障害を理由とする不利益取扱い及び合理的配慮の不提供があるが、この2つを条例に盛り込む予定。差別の基準の明確化について、9分野において具体的に規定したい。現行の県における相談対応に加えて相談員を設置する予定。また、問題が解決しない場合、県障害者差別解消支援協議会（仮称）を設置してあつせん、助言を行う予定。様々な関係団体から幅広く意見をお聞きし、平成26年3月に条例公布、同年10月に施行を予定している。

委員：医療の強制について一般的なことは分かるが、精神障害のある人の意思に反する入院等もあり得るが、どのような対応をとればよいのか。

事務局：他からもご指摘いただいている。この記載は、正当な理由なく行われる場合が前提である。正当な理由については分野ごとに検討しているところ。精神保健福祉法等で規定されているものなど、別段法令で定められているものは除外するというのを考えている。条例検討委員会においても同様のご指摘があったので、記載方法について検討しているところ。

委員：合理的配慮について。しっかり説明がされて進められていると思っているが、過度な負担が生じる場合は例外と記載されており、段階の上り下りの解消など、合理的配慮の記載だけ見て「書いてある」と言われる。予算の裏付けがないところで解消要求がどんどんあがってくるのが危惧される。

事務局：教育分野の合理的配慮については、特に築年数が経過した学校等の改修などが課題であると聞いている。条例については、まずソフト的な対応として、差別があった場合や合理的な配慮が求められた場合は、相談員が当事者間に入り、事業者ができない理由など、お互いに解決方法を見つけながら納得していただく。合理的な配慮については、条例ができることでハード面で合理的配慮しろというも

のではなく、他の対応策など十分話し合いながらやっていくことを当事者団体等へも誤解の生じないように、条例の趣旨を説明しているところ。

会 長：今後、パブコメもある。様々なご意見をいただいて良い条例にしてほしい。今でも見えない者、聞こえない者のためのバリアフリー映画が作成されているが、この映画が実は年配者や知的障害者が理解しやすくなっている。限定した対象者に作ったものが、実はみんなが使いやすい環境になる。障害者のための段差解消もベビーカーを押す母親のためになる。差別の解消としてユニバーサルな視点で県民全体が捉えてほしい。他にご意見・ご質問はないようなので、協議に入る。

(2) 協議事項

①地域連絡協議会の設置について

事務局：地域自立支援協議会は、要綱制定済みが24協議会。市町村数では41市町村。今年度中に全市町村で設置される予定。昨年度に会議を開催していない協議会が4団体。議題がマンネリなどの意見もある。地域での問題や課題を掘り起こす場として活用できるよう、開催など運営の支援を継続して行うことが求められる。広域的なネットワークと支援体制で地域自立支援協議会を支えるため、地域連絡協議会の設置を検討。市町村や地域自立支援協議会での課題や解決策などの掘り起こしを行いながら、情報を共有し、既存のネットワークを活用しながら不足する社会資源を充足し、さらに広域的な課題については県自立支援協議会に報告していただくなど、コーディネーター役としての役割を担っていただくことを想定。今後、県社会福祉協議会と連携しながら、市町村や地域自立支援協議会へ説明し、今年度中の設置をめざしている。

会 長：特にご意見、ご質問はないようなので、次の協議について事務局から説明を。

②サービス等利用計画について

事務局：サービス等利用計画を作成できる相談支援事業所数は104。平成25年度末の計画作成対象者は15,527人。平成26年度末は16,545人を想定。平成25年3月31日時点の作成済数は2,121人で14%。6月30日時点は3,942人、26%に倍増し、9月30日時点は5,433人、34%。しかし、市町村ごとでは作成率が異なり、取り組みの差が見える。地域自立支援協議会での昨年度以降に議題としたのは4カ所のみ。支援や助言ができないか。

委 員：地域自立支援協議会の定例会では、市担当者も来て困難事例を議論している。四半期ごとの調査結果はありがたい。120件作成している相談支援専門員もいる。それでも足りないと言われている。また、国から計画相談の推進について、相談支援事業に係る臨時職員を配置し、相談支援専門員をサポートする仕組みが通知された。市町村の事業であり、県からも市町村へ広報してほしい。

委 員：サービス等利用計画を新規作成する現段階では業務があるが、モニタリングとなったときに、人的体制として兼務にならざるを得ない悩みを持っている。

委 員：事業所としては見通しがつかない。一時的に人を増やす必要性は理解するが、経営的には無責任に増員させるわけにはいかない。現在は、相談支援専門員の資

格保有者に臨時的に任用させていただいている。制度的な課題を含めて話し合っている状況である。

会 長：介護保険事業所とタイアップしていくのも考え方の一つではないか。

委 員：相談支援専門員は、地域連絡協議会の一つのテーマになる。先ほどあったとおり、一つの事業所では経営的に二の足を踏む。相談支援専門員をどこかでプールした活用方法もあるのではないか。介護保険事業所にも協力をもらう方法もある。

委 員：現在のサービス等利用計画は、学校が入っていく部分がない。高等部卒業の就労移行など、学校から引き継ぐ際に同じものがあるのに再度作成しないといけない。相談専門員が不足していると言われている中で、情報がいろんなシートにあるので流れを明確にし、整理統合しないと事務的負担として課題がある。

委 員：家族でのセルフプラン作成支援もできれば、作成件数は達成可能ではないか。高齢部門の地域包括支援センターと障害者部門が連携してはどうか。アセスメントの技術等、ケアプランのノウハウもある。

委 員：教育部門のライフステージごとの横の連携はとれているが、縦の連携をどうするかが課題。教育部門では移行支援シートにより個別の教育支援計画が作成できている。幼稚園、保育所、高等学校については、作成がニーズに対して少ないのが課題。特別支援連携協議会の中で、個別具体のケース会議における情報交換を行いながら、ワンストップ型の相談体制の確立を進めている。

会 長：サービス等利用計画が類似の計画であり、重複しているのではないかという話は良く聞いている。サービス等利用計画の作成は全てのサービス利用者のためという画期的なものであるが、利用者にしわ寄せが行かないよう、事業者、教育、行政などの関係者でうまく連携していただきたい。他にご意見、ご質問はないようなので、次の協議について事務局から説明を。

③障害者虐待の防止対策及び早期対応に向けた体制整備について

事務局：昨年10月から障害者虐待防止法が施行されたところ。同時に県に県障害者権利擁護センターを設置し、各市町村には市町村虐待防止センターが設置されている。昨年の県への通報件数は16件、うち虐待として認定されたのはない。市町村への通報件数は51件、うち11件を虐待として認定している。障害者虐待防止法に基づき、障害福祉施設従事者等の2件を含め、県のホームページで公表している。障害者虐待防止法の趣旨は、防止と支援であるため、施設管理者、従事者、窓口職員に向けた研修を計画している。また、県のマニュアルを作成したい。

会 長：特にご意見、ご質問はないようなので、次の協議について事務局から説明を。

④今後の人材育成研修のあり方について

事務局：県が行う障害福祉人材育成研修については、現在、委託により県社会福祉協議会で実施している。平成26年度からは、指定研修機関で実施することとしている。指定研修機関は全国で多い状況ではない。指定研修機関については、現在、研修を受託している県社会福祉協議会とも協議をしている。なお、熊本県については、公益財団法人総合健康推進財団が指定を受けている。

会 長：平成26年度から指定研修機関に移行するということが、特にご意見、ご質問はないようなので、次の協議について事務局から説明を。

⑤委員の選任について

事務局：現在委員としている県障害福祉課については事務局とし、これまで議論のあった県社会福祉協議会について委員としたい。また、国の協議会の通知に、障害者及び家族、民生委員、地域住民などの構成メンバーの例が記載されている。県自立支援協議会の委員のあり方についてご議論いただきたい。

会 長：いつの時点で辞任、選任等を行うのか。

事務局：要綱3条の委員数25名の範囲内であるので、辞任については、今年度末の任期終了でも問題はないと考えている。

会 長：他県の例では、当事者団体ではなく、当事者を支える団体などが委員となっているようであるが、本県の協議会は、ここにご参加の相談支援、各事業所、当事者団体の声を集めた団体の代表者などで構成すると考えるがいかがか。

委 員：障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（仮称）検討委員会でも当事者、家族、専門機関の意見が反映されてきている。国の政策委員会などもあり、その仕組みについては尊重すべき。本協議会は専門的な代表者で構成されており、今後、地域住民の代表者、障害者、家族の意見を反映できる団体、民生委員や地域福祉に精通している方など、今後検討していくのも良いのではないか。

会 長：今後の検討を引き続きしていくことでよろしいか。

会 長：その他についてないか。ないようなので、議事を全て終了する。